

名 称	能美市農林事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	土地改良事業及び災害復旧事業に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。

（交付基準）

1. 補助は、土地改良事業及び災害復旧事業を実施しようとする町会若しくは町内会又は土地改良区若しくは生産組合に対して、毎年度、予算の範囲内において交付する。
2. 事業を実施しようとする町会若しくは町内会又は土地改良区若しくは生産組合は、事業実施前に補助金交付申請書を市に提出しなければならない。

（補助金額）

1. 補助金の額は、次の表に定める補助率を乗じた額とする。
2. 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

事 業 名	工 種	補 助 率 (%)	
		50	農道部
一般土地改良事業	パイプライン補修	75	市道部
	農道、用排水路、共同利用施設等	50	
災害復旧事業	農地	50	
	農業用施設	70	

用地費及び補償費は全額地元負担とする。

（事務担当）

この要綱に基づく補助金に関する事務は、産業交流部農林課（TEL：58-2256、場所：寺井分室3階）で担当する。

こちらのURLもしくはQRコードから申請用紙をダウンロードして下さい。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=933

【QRコード】



※平成17年4月1日から施行
 ※平成31年4月1日改正